

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和2年11月5日 11時00分ごろ
発生場所	山口県萩市見島 ^{みしま} 東南東方沖 見島灯台から真方位103°13.1海里付近 （概位 北緯34°42.6′ 東経131°24.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{あんよう} 安洋丸は、東進中、舵のコントロールが効かなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 安洋丸、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	292-52635長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、東進中、舵のコントロールが効かなくなって旋回しだしたので、船長が機関を停止したところ運航不能となった。</p> <p>船長は、マリーナに携帯電話で相談し、機関室右舷船首側に設置された操舵機の油圧機器を点検したところ、油圧配管（鋼管）に腐食による破口が生じ、作動油が漏れいしているのを認めた。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて萩市萩港に入港した後、修理を行った。</p> <p>本船は、昭和62年9月に進水し、令和2年10月中旬中古で購入され、長崎県長崎市長崎港から境港に回航される途中であった。</p> <p>船長は、機関室内油圧配管等の腐食及び漏油の有無を点検していなかった。</p>
分析	本船は、昭和62年9月に進水し、令和2年10月中旬中古で購入され、機関室内油圧配管等の腐食及び漏油の有無の点検が行われていない状態で航行中、操舵機の油圧配管の腐食によって生じた破口から作動油が漏れいしたことから、舵のコントロールが効かなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、昭和62年9月に進水し、令和2年10月中旬中古で購入され、機関室内油圧配管等の腐食及び漏油の有無

	<p>の点検が行われていない状態で東進中、操舵機の油圧配管に腐食によって生じた破口から作動油が漏えいしたため、舵が効かなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、船齢の古い船舶を購入した際には、機関室内油圧配管等の腐食及び漏油の有無の点検を行うこと。